

# ネットワークの中立性に関する マイクロソフトの考え方

マイクロソフト株式会社 最高技術責任者補佐  
楠 正憲

# ネットの中立性を巡る論点

## 垂直統合型サービス

- 通信事業者による垂直統合型サービスを認めるべきか
- 寡占的通信事業者によるインターネット接続サービス等を引き続き規制すべきか

## 品質保証・帯域制御

- 通信事業者による差別的なトラヒックの扱いを認めるべきか

## 事業者間精算ルール

- トラヒック増に伴う設備投資を誰が負担すべきか
- サービス事業者は自社バックボーンに関してISPに費用を支払っているが、アクセス系ISPに対しては費用を支払っていない(インフラただ乗り論)

# マイクロソフトの立場

## ソフトウェア事業者として

- インターネットへの接続には、Microsoft Windows, Internet Explorer, Windows Media Player など、弊社ソフトウェアが多く利用されている
- Windows Updateなど、製品の多くがブロードバンド環境を前提としつつある
- 基本ソフトの提供事業者として、各国政府から公正な競争の促進を求められている

## サービス事業者として

- インターネット上でWindows Live, MSNなど、多数のインターネット上でのサービスを提供
- 日本を含む世界中にデータセンタを展開し、Akamai等のCDNも活用

## 通信事業者に対する納入業者として

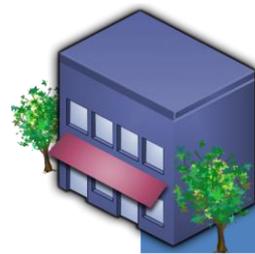
- 国内通信事業者に対し多くのソフトウェアを販売
- 諸外国ではMSTVなど、通信事業者向けソリューションを展開

# 通信インフラ利用者の要望



消費者

- 魅力的なサービス
- 適正な料金水準
- 利用の簡便さ
- サービスの継続性
- 自由な選択肢



サービス事業者

- 国際的にみて妥当な料金・サービス水準
- 公正な競争条件
- 事業の継続性
- 自由な選択肢

# 意見骨子

## 通信事業者による垂直統合型サービスに対する参入規制の撤廃

- 通信インフラがALL IP化した場合、ブロードバンド・アクセスとインターネット接続を分離する技術的根拠は乏しい。諸外国をみても同一事業者が両サービスを提供することが一般的である
- 単一事業者によるワンストップ・サービスの実現は消費者にとってもメリットが大きい
- 品質保証など、サービスとインフラが連携した新サービスの開発を促す効果を期待できる

## 活発かつ健全な競争環境の強化醸成による相互接続料金等の市場主導による決定

- 色々な業種・切り口での事業参入の更なる促進、活発かつ健全な競争環境の強化醸成による相互接続料金等の市場主導による決定が、日本がブロードバンド活用のリードを模索してゆく上で望ましい
- 地域間格差や事業者が市場から退出した場合のサービス継続・データ保全など、市場競争の促進に伴って予見される課題・市場の失敗に対しては、消費者保護の観点から措置が必要

## 公正な競争条件の確保

- これまでネットでのイノベーションの多くは独立系サービス事業者、ソフトウェアベンダによって担われており、公正な競争による多様性の確保は技術革新を促す上で極めて重要

# 公正な競争条件の確保へ向けて

## 自由なインターネット接続サービスの継続

- インターネットの先駆的なサービスの多くは新規参入事業者が端緒を開いている。かかる技術革新を促進するために、接続規制の行われていない自由なインターネット接続サービスが引き続き提供されることが望ましい
- P2P帯域制限など網の品質や快適さを維持するための帯域制御は止むを得ないが、競合する特定サービス等を排除することは、通信の秘密に抵触する疑義があり、優越的地位の濫用にも当たるため厳しく規制すべき

## インターフェースのオープン化

- 通信事業者によるサービス事業への参入を認めるに当たっては、他のサービス事業者が同様のサービスを提供する上で必要なインターフェース・SLA等が適正な料金で無差別に開示・提供されるべき
- マイクロソフトは基本ソフトとアプリケーションの両方を提供しているが、Windows開発に当たっての原則として“Windows Principles”(別紙)を発表し、公正な競争を促進するためのコミットメントを公表している

## 更なる市場参入の促進

- FTTH市場単体をみるのではなく、携帯電話や無線ブロードバンド、CATVなどインフラの枠を超えて競争が行われていることを踏まえ、料金規制・参入規制ではなく、規制緩和や電波解放による新規参入と活発な競争によって、競争価格が形成されることが望ましい

■ Microsoft 最新情報

## ● Windows Principles

～競争促進のための 12 カ条～

マイクロソフトは、情報経済における Windows(R)デスクトップ オペレーティング システムの重要な役割、ならびにその役割に伴う責任を認識しています。この認識にもとづき、マイクロソフトは、コンピュータメーカーならびにお客様のための選択肢、開発者のためのビジネス チャンス、そしてユーザーのための相互運用性などを柱とする以下の原則に従って Windows のビジネスを展開し、競合他社のビジネスチャンスの拡大を図るとともに、開発者ならびにユーザーに向けた Windows の訴求力を強化していく方針です。これらの原則は今後の Windows デスクトップ開発プロジェクトに適用されることとなります。

**原則 I : コンピュータ メーカーならびにお客様のための選択肢** マイクロソフトは、マイクロソフト以外のプログラムのインストールを容易にするだけでなく、マイクロソフト以外のプログラムを Windows の機能の代わりに、あるいはそれに追加して利用できるような仕組みを Windows の設計ならびにライセンス契約の条項に含める。

### 具体的内容

**1. 任意のソフトウェアの導入:**

コンピュータ メーカーおよびお客様は、どのようなソフトウェアも Windows ベースの PC に自由に追加することが可能です。つまり、すべてのコンピュータ メーカーおよびお客様は、どのようなオペレーティングシステム、アプリケーション、Web サービスなどを Windows で稼働する PC 上にインストールし、自由に利用することが可能です。すなわち、エンドユーザーは、自分の使いたいソフトウェアを自由に選択することができます。

**2. 簡単なアクセス:**

コンピュータ メーカーは、ソフトウェアにアクセスするためのアイコン、ショートカットなどを Windows のスタートメニューあるいはそれ以外の場所に自由に追加し、お客様がそれらのソフトウェアを簡単に見つけ出せるようにすることができます。

**3. 標準の設定:**

マイクロソフトは、コンピュータ メーカーやユーザーが、Windows が提供する Web ブラウザやメディア プレイヤーといった主要なエンドユーザー機能の代わりに、マイクロソフト以外のソ

ソフトウェアを標準として設定できるような仕組みを Windows に提供します。コンピュータ メーカーは、新しい PC を開発するにあたって、独自の判断に従ってこれらの標準を自由に設定することができます。

#### 4. 各社独自の非マイクロソフト ソフトウェア促進策:

コンピュータ メーカーは、Internet Explorer および Windows Media(R) Player といった主要な Windows 機能に対するユーザーのアクセス手段を削除することが可能です。これにより競合他社は、自社のソフトウェアを新たに提供される PC に導入するなどして、自社独自のエンドユーザーの獲得を促進することが可能です。米国の反トラスト裁定の一環として開発された「Set Program Access and Defaults」ユーティリティを使用すれば、ユーザーおよびコンピュータ メーカーは、この選択肢を容易に活用することができます。

#### 5. ビジネス条項:

マイクロソフトが、マイクロソフト以外のソフトウェアをサポートするコンピュータ メーカーに対して報復措置を講ずるようなことはありません。この点を明確にするため、マイクロソフトは米国の反トラスト裁定の一環として、ボリュームベースの価格リストを Web サイト上に掲載しコンピュータ メーカーに提供する方針です。Windows のロイヤリティは、コンピュータ メーカーが非マイクロソフトのソフトウェアを促進するかどうかにかかわらず、この価格リストをベースにして決められます。つまり、マイクロソフトは常に標準的な条項に従って Windows のライセンスを提供するため、当社の競合他社が提供するソフトウェアを促進するかどうかにかかわらず、コンピュータ メーカーには同一のライセンス条項が適用されます。コンピュータ メーカーの個々のビジネス モデルや運用上の要請に適切に対応するため、たとえマイクロソフトがこの標準的な条項に変更を加えることがあったとしても、その変更は、当該コンピュータ メーカーが非マイクロソフトのソフトウェアを使用したことを根拠にすることはありません。

**原則 II : 開発者のためのビジネス チャンス** マイクロソフトは、マイクロソフトの製品と直接競合するような製品を含む、革新的な製品を Windows プラットフォーム上で開発するアプリケーション開発者や Web サイトクリエイターのためのビジネスチャンスを創出かつ確保するというを前提にして Windows (ならびに Windows プラットフォームのすべての要素) の設計ならびにライセンス提供を行う。

## 具体的内容

#### 6. API:

マイクロソフトは文書化された API (Application Programming Interfaces) を通じて、最先端のアプリケーションを開発するために必要な広範な革新的オペレーティング システム (OS) サービスを開発者コミュニティに提供しています。米国の反トラスト裁定は、ブラウザやメディア プレイヤーといった Windows オペレーティング システム内部の「ミドルウェア」によって使用されている呼び出しインターフェイスをすべて公開することをマイクロソフトに課しています。これにより、こうした分野のソフトウェアを開発している競合他社は、Windows の組み込み機能が行っているのと同じ方法を使って OS サービスを利用できるようなソフトウェアを、Windows 用のプラグインとして開発することが可能となります。この施策は順調に推移していることから、当社は、米国の反トラスト裁定の拘束期間が終了した後も引き続き API の公開を行っていく方針です。実際には、すべてのソフトウェア開発者の便宜をはかるため、公開する API の範囲を拡大する方向で検討を続けています。具体的には、Microsoft Office system あるいは Windows Live(TM) といった他のマイクロソフト製品が Windows のサ

ービスを呼ぶために使用しているすべてのインターフェイスを、開発者コミュニティに公開していく方針です。すなわち、マイクロソフトの製品が Windows にプラグインするために使っているすべての機能が、競合製品においても利用できるようになるということです。

**7. インターネット サービス:**

マイクロソフトは、当社が Windows Live と呼んでいるサービスを通じて、インターネット サービス分野の技術革新に貢献しています。マイクロソフトは、Windows Live を Windows から独立した製品として設計する方針です。すなわちお客様は、Windows Live を Windows とともに使用するかしないかを自由に選択することができます。

**8. オープンなインターネット アクセス:**

マイクロソフトが、合法的な Web サイトへのアクセスを阻止したり、非マイクロソフトの Web サイトへのアクセスや非マイクロソフトの Web サービスの利用に対して課金したりするような設計あるいはライセンス提供を行うことはありません。

**9. 非排他性:**

米国の反トラスト裁定は、マイクロソフトが、Windows あるいは Windows の「ミドルウェア」だけを排他的に取り扱うことを要求するような契約をサードパーティと締結することを原則として禁じています。当社は、今後ともこの施策を継続するとともに、米国の反トラスト裁定が対象としている「ミドルウェア」の範囲を超えた Windows あるいは Windows のいかなる部分にもその適用を拡大していく方針です。さらに当社は、「排他的」の概念をより広く捉えることによって、サードパーティが利用する非マイクロソフト製品の数がマイクロソフト製品を超えられるような契約を進める方針です。より一般的な表現をするならば、当社が願っているのは、Windows のどの部分と競合するような製品であったとしても、自由に開発、サポートおよび促進することが可能であることを開発者コミュニティに認識してもらうことです。米国の反トラスト裁定に従い、マイクロソフトは、この自由を行使しようとするいかなるサードパーティに対しても報復措置を講ずるようなことはありません。

**原則 III :ユーザーのための相互運用性** マイクロソフトは、相互運用性に対するお客様のニーズに応え、多様なコンピュータ システムやアプリケーション間で安全かつ確実にデータを制御し情報を交換できるような仕組みを提供する。

**具体的内容**

**10. コミュニケーション プロトコル:**

マイクロソフトは、サーバー バージョンの Windows とのコミュニケーションに使われる Windows 組み込みのコミュニケーション プロトコルを、商業的に妥当な条件のもとに提供していく方針です。マイクロソフトはそのために、製品設計プロセスの一環として Windows でサポートされているプロトコルの文書化を行う方針です。当社はまた、Windows 以外のプロトコル ライセンスを必要とするような相互運用性の問題を解決するため、他社との密接な協業をも進めます。

**11. 特許のライセンス提供:**

マイクロソフトは原則としてライセンス取得者がマイクロソフトの知的財産権を尊重する限り、公平かつ妥当な条項のもとに、(マイクロソフト製品を特徴づける差別化要因は別とし

て)オペレーティング システムの革新技術に関連した特許をライセンス提供する方針です。

## 12. 標準:

マイクロソフトは、業界の広範な標準を Windows でサポートすることで、相互運用性に富んだ製品の開発を業界内で促進していく方針です。同時に、標準策定機関への貢献、ならびに業界他社との臨機応変な関係を通じた標準策定作業などにも力を注ぐ方針です。

マイクロソフトは、以上の原則をコンピュータ業界の方々ならびにお客様がいつでもご覧になれるようにするため、Web サイト上に掲載する予定です。当社はまた、これらの原則を適宜に見直すとともに、少なくとも 3 年に 1 度は、テクノロジー、ビジネスおよび法的な側面の変化に応じて、新たな原則を追加すべきか、あるいは現在の原則を変更すべきかを判断する方針です。

---

◆マイクロソフトに関する詳細な情報は、下記マイクロソフト Web サイトを通じて入手できます。

マイクロソフト株式会社 Web サイト <http://www.microsoft.com/japan/>

マイクロソフトコーポレーション Web サイト <http://www.microsoft.com/>

\*Microsoft、Windows、Windows Media、Windows Live は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標または商標です。

\*Windows の正式名称は、Microsoft Windows Operating System です。

\*その他、記載されている会社名、製品名は、各社の登録商標または商標です。